

「学校給食食材」供給体制支援事業の創設について

体育学校安全課

「学校給食食材」供給体制支援事業の創設について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために行った学校の臨時休業に伴い、学校給食食材納入業者が抱える食材について、食品ロス対策、地域経済活性化、SDGs等の観点から、「学校給食以外への有効活用」を促進するとともに、子供の食の安心安全を支える学校給食の「供給体制の維持」を図る。

2 補助対象者

徳島県内公立学校の学校給食用食材の納入事業者

※食材には、パン、米飯、デリバリー給食（弁当）を含む。

3 補助内容

(1) 事業者が学校給食用食材を有効活用するための経費

※ 学校設置者が4月分として、4月8日までに事業者に対して、発注した食材を対象とする。ただし、5月以降に活用できる食材や他制度の補助対象となる食材は除く。

①食材をこども食堂やユニバーサルカフェ等は無償で提供する場合

当該食材の販売予定価格及びこども食堂等への運送経費

②食材を地域やネット等で販売する場合

当該食材の販売予定価格と販売収入との差額相当分及び販売経費

(2) 事業者が学校給食供給体制を維持するための経費

①4月13日から5月1日までの学校給食用に発注済の

学校給食用パン・米飯に対して 加工賃の50%×対象数量

学校給食用牛乳に対して 処理配送費の50%×対象数量

デリバリー給食に対して 1食あたりの委託料の50%×対象数量

※ただし、他制度の補助対象となった分は、対象数量から除く。

②5月以降に使用するために、学校設置者が事業者に保管を依頼した食材の保管料（上記①の補助対象となる食品及び食材の保管料は除く。）

事業者の申請に基づき算出

4 申請期間 令和2年4月20日（月）から5月15日（金）まで
事業者が、直接、県に申請

5 事業費 60,000千円
令和元年度2月補正の危機管理調整費（10億円）を活用

6 補助割合 県10/10